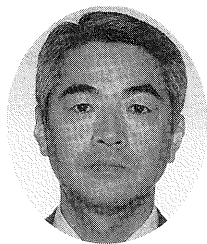


巻頭言



「ポジティブリスト制度に思うこと」

(財)日本植物調節剤研究協会 評議員 後藤周司
デュボン(株) 農業製品事業部長

私の郷里は九州の山村です。時々両親が野菜や果物を送ってくれます。お礼の電話をすると「うちの野菜は無農薬だけん体に良かよお」と自慢げに元気な声が響いてきます。おいしい息子は農薬屋だぞおと言うと、「分っちゃるけど、使わんで済むなら使わんほうが良かろうもん」と、はなから農薬は危ないと信じているのです。そういえば、テレビでも、グルメや健康オタク達が有機や無農薬の食品素材は健康的で美味しいと、暗に農薬や添加物の食品への使用を非難しているのですから、農薬の安全や貢献を訴えても、業界人の訴えは自己弁護にしか聞こえないかも知れません。

私は暫く農薬業界を離れ、食品、飼料業界でトウモロコシや大豆、植物油脂、食品加工原料等を扱っていました。基本的機能や品質のみでは穀物メジャーの扱うコモディティーと競えませんが、消費者の関心が高い食の安全や安心で差別化を図りましたが、食品加工業者や量販店から様々な担保要求がありました。残留農薬や菌の検査は当然のこと、異物混入防止の為にIP証明やGMO分析の実施、特に健康食品向けへは、米国登録農薬の全てを分析対象にした多成分一斉分析をロット毎に実施し、全ての農薬の残留量が0.01ppmの検出限界以下という分析証明書の提出をしなければなりません。これらIPハンドリング、トレーサビリティの確保、種々の分析や証明書の発行等には、多くの時間と費用を要します。安全と安心の重要性を否定はしませんが、品質への過剰な費用は価格に転嫁され、かえって消費者にとって不利益となるのではないかと思います。

さて、2002年の中国産ほうれん草の農薬残留問題以来高まっていた不安を解消するポジティ

ブリスト制が5月29日にスタートし、輸入農産物と国内農産物の両方に同様の要求が課されることになりました。消費者の一人としては歓迎すべき制度ですが、一方で我が両親は、他家の農薬が飛び込んできたらどうすればいいのかと心配しています。

日本では住宅地と農地が混在し消費者が農業を身近に感じる為か、豊かな生活の為か、他国に比較して食の安全への関心が高いと感じます。高温多湿で狭い農地に多種の作物が集約して栽培され、病虫害や雑草の防除の為の農薬散布回数も比較的多い為、不可抗力で農薬が隣接作物へ飛び込む可能性も否定できません。しかし、登録作物に散布された農薬は安全なので、その隣の作物にたまたま飛散し付着してもその農薬自体は同様に安全のはずです。そもそも農薬は、様々な毒性や安全性の試験から得られた最大無作用量の1%しかADIとして設定されており、更に作物毎に残留量を調べ、一日にADIの8割以下しか農薬を食品から摂取出来ない様に残留基準が設定されている訳ですから、国内農作物やそれを原料とする食品はかなり安全だと思います。実際、厚生省が1991年以来実施しているMarket Basketによる農薬の摂取量調査でも、いくつかの農薬の残留が検出されてもその推定1日摂取量は対応するADIよりはるかに低く、食事由来による農薬の健康問題は無い事が判っています。

もちろん農薬は農薬登録に従い飛散しないように注意して正しく使用すべきですし、悪質な違反者は国内外を問わず取り締まるべきですが、汗水垂らして生産した農家や加工業者が報われる様に、啓蒙活動と残留農薬のリスクを科学的に判断した柔軟な制度運用をして頂きたいと思っています。